

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
新国立競技場のシステム等関連整備に関する検討委員会 運営要領

平成28年8月29日  
新国立競技場のシステム等関連整備に関する  
検討委員会申し合わせ  
平成28年11月18日（一部改正）

この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）新国立競技場のシステム等関連整備に関する検討委員会の運営に関し設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 1 会議の開催

- (1) 会議は、システム等関連の調達に関する情報を扱うため、非公開で行う。
- (2) 各委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報についての守秘義務を負う。ただし、JSCが開示した情報については、この限りではない。
- (3) JSCは、会議を開催したときは、議事概要を作成し、各委員の承認を得たうえで、会議資料とともにJSCのホームページにて公表する。

### 2 情報の取扱い

- (1) 会議に係る情報は、独立行政法人等の情報の公開に関する法律その他の関係規程に従い、これを取扱う。
- (2) JSCは、会議に係る情報について、不開示情報（一部不開示を含む。）として取扱う必要があるときは、あらかじめ、委員長に意見を求めるものとする。

### 3 その他

- (1) 各委員は、会議の特定の議事について、要項第4条第3項の「特別の利害関係を有する」場合又はそのおそれがある場合には、これを委員長へ申し出こととする。
- (2) 委員長が前項の申出をする場合には、委員長は要綱第3条第5項の委員長職務代行へ申し出ることとする。

以上